

「令和 6 年度浄化槽整備事業の進捗状況評価に関する調査検討業務」  
に係る浄化槽法施行状況点検検討会 第 4 回  
議事録

1. 日時 令和 6 年 6 月 27 日（木） 10:00 ～ 12:30
2. 場所 三菱総合研究所 4 階 CR-DE 及び WEB 会議（Microsoft Teams）
3. 参加者  
委員：  
 現地会場参加 小川座長、綾織委員、上田委員、河村委員、酒谷委員、田村委員、成田委員、古  
 市委員、久川様（庵途委員代理）  
 オンライン参加 蛭江委員、齋藤委員、嶋田委員、山内委員、平澤様（森山委員代理）  
事務局：  
 環境省 沼田室長、志太室長補佐、佐藤係長、杉浦環境専門調査員  
 エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社 三堀、武内、小林、岡部、中澤、太田
4. 議題
  - (1) 特定既存単独処理浄化槽の判断の明確化に関する調査検討の結果概要について
  - (2) とりまとめの方針案に関する議論
    1. 第 1 ～ 3 回検討会の議論の整理
    2. 特定既存単独処理浄化槽に対する措置等について
    3. 維持管理向上のための浄化槽台帳の整備や維持管理情報の電子化について
5. 配布資料
 

資料 1 - 1	特定既存単独処理浄化槽の判断の明確化に関する調査検討結果 （一般社団法人浄化槽システム協会調査検討業務報告書より抜粋）
資料 1 - 2	特定既存単独処理浄化槽の判断の明確化に関する調査検討結果の概要 （補足含む）
資料 2	一般社団法人全国浄化槽団体連合会 令和 6 年度 緊急要望書 [上田委員提出資料]
資料 3	これまでの議論の整理
資料 4	浄化槽法施行状況点検検討会 報告書骨子（案）
参考資料 1	特定既存単独処理浄化槽に対する措置について
参考資料 2	浄化槽台帳の整備並びに保守点検及び清掃の情報収集等について
参考資料 3	総務省からの勧告内容
参考資料 4	特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針
参考資料 5	浄化槽法に基づく維持管理の徹底について（通知）
参考資料 6	法定検査・保守点検・清掃の都道府県別実施状況（令和 4 年度）
参考資料 7	第 3 回浄化槽法施行状況点検検討会議事録_確定版

## 6. 議事概要

### <開会>

- ・ 環境省 沼田室長より開会の挨拶を行った。
  - 本日はお忙しい中、御出席いただき感謝する。本検討会は全 5 回を予定しているが、今回は第 4 回ということで、本日は「浄化槽法施行状況点検検討会 報告書骨子(案)」をお示しする。とりまとめに向け引き続き熱心な議論をいただきたい。

### <議事>

#### (1) 特定既存単独処理浄化槽の判断の明確化に関する調査検討の結果概要について【資料 1-1、1-2】

- ・ 今回は第 4 回目ということで、先ほど沼田室長からも話があったように、今回と 8 月に最後の第 5 回検討会の予定になっている。既に 2 回にわたりヒアリングを行い、現場の意見も把握しながら最終のまとめ、特に今日は資料 4 として「浄化槽法施行状況点検検討会 報告書骨子(案)」が提示されているので、今回と最後の第 5 回検討会においてまとめに向けた議論を進めていきたい。

それでは、まずは資料 1-1「特定既存単独処理浄化槽の判断の明確化に関する調査検討結果概要について」になる。この資料 1-1 は、昨年度、一般社団法人浄化槽システム協会で環境省の請負業務として、次世代型浄化槽の検討において、単独処理浄化槽の判断の明確化、より客観的にしようということで、今回のこの検討会の主題でもあるが、非常に不明確なために単独転換があまり進まなかったという総務省の勧告も受けているので、そういった形で既に昨年度の時点で指針の定量化を議論して報告書にまとめ上げたものである。それが今回のこの検討会の検討事項にも十分当てはまるだろうと私自身は思っているので、そのことについて今日は酒谷委員から説明していただく。この検討会については、今回の検討会のメンバーである蛭江委員、古市委員、山崎委員もこの報告書を検討した際に参画してまとめ上げている。その旨もお含みおきいただきたい。(小川座長)

- ・ 今、小川座長からの紹介にあったとおり、前年度の次世代浄化槽システムに関する調査検討業務の中で検討した一つの事項である。それが資料 1-1 で、報告書からの抜粋になっている。20 数ページあるので、資料 1-2 としてそのアブストラクトを「補足を含む」となっているが、作成したので、こちらで説明する。

判断の明確化について、まずそのバックボーン、当然の根底にある考え方が「1.特定既存単独処理浄化槽について」で、何よりも浄化槽法で既に、使用者は単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に努めなければならない、したがって、単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に替えることは当然だということが共通の認識として根底にある。しかし、「②特定既存単独処理浄化槽に関する指針(以降指針)より」にあるように、実際には単独処理浄化槽が現在、数多く残っており、旧構造基準型などの古い浄化槽もたくさんある。そこで、令和元年に特定既存単独処理浄化槽に関する法令が出来上がり、これによって実際には単独転換を進めていく一つの契機にしようという形になっている。指針が 3 番目の四角の中にあるが、その下にあるように、指針ではさらに特定既存単独処理

浄化槽に該当しないものについても、単独転換を進めていくのは当然のことと追記がある。したがって、特定既存単独処理浄化槽と判定することにためらいがあってはならない、どんどん単独処理浄化槽から転換を進める契機の一つにしないでほしいということである。

2 ページで、ところが、その判定の実態としては、本検討会においても報告があったとおり、ほぼ鹿児島県での実施例があるのみで、実際に特定既存単独処理浄化槽と判定された例は少ない。その理由として総務省の報告書では、「i)判定できるだけの知見が十分ではない」、「ii)抽象的な判定基準の定量化が必要」、「iii)周辺環境への影響度をどのように確認すべきか分からない」、などがある。

判定基準の定量化の方策として、ここでも議論があったが、3 目目の四角囲みにあるように、11 条検査については、「浄化槽法定検査ガイドライン」が環境省から出されており、そこで細かいチェックができるようになっている。なおかつ、公益財団法人日本環境整備教育センターのテキストなどを含めて、指定検査機関の検査員の判定に差が生じないようにということで、さらに細かい内容がバックアップとしてあるので、この 11 条検査の判定を利用すれば適正かつ客観的な判定が可能になる。検査担当者の違いによっても差が生じないようにされている。したがって、適正かつ客観的な検査と位置づけてよいということ、まず一つの結論とした。

そうであれば、11 条検査でやればよいという話だが、真ん中の四角囲みにあるように、11 条検査だけでは、その結果に基づいて浄化槽の修理や除却をするという法令の体系にはなっていない。それに基づいて行政庁からは指導、助言などがされているが、実際の行為としてはできるような法令になっていないと理解している。個人的な理解なので、間違っていれば教えていただければありがたい。令和元年に制定された特定既存単独処理浄化槽に係るものとしては、法令で措置が規定されており、除却その他、必要な措置を取るよう助言、指導、勧告、命令をすることができるという強い法令にできている。これぐらいしないと、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換は進まないということだったのだと思う。

実際にどうするかを 3 ページに書いてある。11 条検査をこの特定既存単独処理浄化槽の判定に紐づけることが必要だということだが、では 11 条検査はどういうものなのかというと、かなり細かく項目ごとに決められており、その中で「良」、「可」、「不可」を検査員が判定することになっている。「不可」となると、処理機能等に影響を与えることが明らかだということで、望ましくない状態にあるということになっている。

その下のフローにあるように、その中でも重要な項目 A というのがある。5 ページにあるように、11 条検査重要度が項目ごとに A、B、C に振り分けられている。例えば重要度 A であるのは、「01.水平の状況」、「04.漏水の状況」などで、これが異常であると重要度 A が「不可」になる。そのほか、B、C がある。

3 ページに戻ると、その重要度 A の項目が 30 項目あるが、それが「不可」になると、この 11 条検査はそのまま「不適正」という判定になる。そのほか、そうではなくても、例えば B や C が「不可」であっても、直接「不適正」にはならないが、水質など機能に異常があることとの因果関係が明確であれば、併せて「不適正」となるという仕組み

になっている。

4 ページで、11 条検査の「不適正」の定義としては、「法に基づく浄化槽の構造、工事、保守点検及び清掃に係る諸基準に違反しているおそれがあると考えられ、改善を要する」ということとなる。先ほど述べた外観検査の重要項目 A が「不適正」であるというのは、例えば、四角囲みの中の①で、放流水質又は公衆衛生に著しい影響を与えるおそれが極めて強いと考えられる項目が「不可」であるものは「不適正」である。これは下の四角囲み②の、「生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められるもの」という特定既存単独処理浄化槽の定義とイコールだということで、この「不適正」は、すなわち、特定既存単独処理浄化槽として判定していいだろうということである。基本的には、そうであっても、そうでなくても、B が「不可」であって、そのほか機能上に問題があり「不適正」となったものについても、特定既存単独処理浄化槽と判定してよいだろう。そういう 11 条検査との紐づけが分かりやすくいいだろう。検査員も手慣れているし、様々な項目で細かく詳細にその判定の内容が定量的に決められているものが数多くある。

先ほど見たように、5 ページには、11 条検査の重要度 A、B、C に応じて様々なものがある。

実際にどうするかというのは 6 ページである。この辺りは実は若干曖昧なところがあるが、基本的に重要項目 I の「(イ) 本体又は流入管渠に漏水又は溢流がある」というものに該当すれば、これは即、特定既存単独処理浄化槽として判定する。この辺りは異論がないところではないかと考えている。下に「措置【レベル 3】」とあるが、措置についても自動的につなげていくことを明確化の中で検討している。ここではレベル 3 だが、後ほど説明する。ちなみに、ここでは説明が足りていないが、重要項目 I というのは、11 条検査ではなく、「特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針」での重要項目 I である。溢流があれば当然、特定既存単独処理浄化槽になるが、そうでなくても重要項目 II にある「(ロ) 本体の破損」や「(ハ) 水平の狂い」など、このうち一つでも該当すれば、当然、特定既存単独処理浄化槽ということになる。そのほかの重要項目 A、11 条検査の項目についても「不可」であれば、基本的には特定既存単独処理浄化槽になる。

ただ、真ん中の 2 つつながった四角の下のところ、「ただし、07.08.を除く」とある。5 ページの表を見ると分かるが、「08.浄化槽の上部又は周辺の利用又は構造の状況」、「07.嵩上げの状況」と書いている。そこは直接、特定既存単独処理浄化槽と判定するのはいかなものかということで、これについては検討する中で様々な意見があった。したがって、必ずしも合理的にまとまっているわけではないが、基本的には 6 ページの真ん中のラインは重要度 A の項目が「不可」であって「不適正」となったものが即、特定既存単独処理浄化槽になる。

その右側は、そうでなくてもということだが、ここは B 項目と、そのもう一つ下にある「周辺環境への影響」が合わさると、どちらかが 1 つずつあれば、少なくとも特定既存単独処理浄化槽になる。B 項目で「不適正」になるものについても、特定既存単独処理浄化槽でいいのではないか。

ただ、右上の四角にあるように「②その他の項目」の「(イ) 内外設備」に隔壁などがあるが、これは左の(ロ)の2である。ここが少し曖昧で、真ん中は変形や破損が激しくて修理が非常に困難なものと考えており、右側は割と簡単に直せるものというイメージである。ここはメーカーの委員の方々も曖昧な部分があり、自分たちで簡単に直せるものは直したらよいのではないかという意見がどうしても払拭できなかった。だが、分かりにくいので、基本的には、ここでBの項目に該当するのは「(ハ) 水の流れ」からだが、これが周辺環境に影響を与えると即、特定既存単独処理浄化槽になる。そのほかにも、「(イ) 内外設備」、(ロ)、(ニ)、(ホ)は実はA項目だが、ここはどうなのか、少し曖昧なところがある。だが、ここは真ん中の四角の中身、右側の四角の中身を含めて、詳細に検討する必要はあって、そこまでは至っている形ではないが、基本的には真ん中はA、右側がBで、併せて「周辺環境への影響」があれば特定既存単独処理浄化槽というのが基本的な流れになっている。

措置については7ページになる。措置についても極力紐づけして自動的にできるようにしたい、明確にできるようにしたいということで、「措置の判定基準例」とあるが、これも例なので、先ほど述べたように、100%これでやらなくてはいけないというわけではないが、ここではそうしている。例えば「放流水質の規制」で、また、「過去の補修等の実績」、「補修等が困難」の他、「過大な荷重負荷」は、先ほど嵩上げが30cmを超えているものは除いたが、措置については荷重な負荷があれば、過大な荷重がかかる可能性があるということで入れてある。「使用年数」は、旧構造基準型である、あるいは30~50年というものであれば劣化が進んでいるのではないか。「井戸の設置状況」は近くに井戸があり、それが5mなのか、20mなのか、結論は出していないが。「11条検査等の記録」は記録が全くない、あるいは「不適正」判定を続けているようなもの。「その他の情報」としては、様々な重大な不具合が報告されているもの。こういう8項目をとりあえず例として挙げている。

判定の例としては、レベル3は、基本的に速やかに除却を勧める。恐らくは期限を区切って除却を勧めていく。レベル2は、速やかに除却することを勧めつつ、補修という選択肢もないではない。もちろん環境や下水に影響を与えるので、早急に実施しなくてはいけないので期限を切らなくてはならないが、ここは2つの選択肢を置いている。レベル1は、自主的な単独転換を勧める。また補修なども含めて、いずれにしる早急に実施するよう指導しなくてはならない。恐らく行政からの指導、勧告、命令といったレベルもこれに応じて差異を設ける必要があるだろう。「協議」というのは余計で、協議はどこでも発生するので不要だったかと思う。

8ページにそれを整理している。特定既存単独処理浄化槽と判定されたものは青い矢印の下で、先ほども出た1から8のうちの2つ以上が該当すればレベル3で、速やかに除却。1つ該当すればレベル2、該当しないものは自主的な除却になる。漏水に関しては直接、レベル3というのは、先ほど述べたとおりである。

9ページはプラスアルファの話になるが、令和3年度に環境省名で報告されている11条検査で、それに今のフローを当てはめたらどうなるかということである。既存単独処理浄化槽の346万基のうち11条検査実施基数が96万基(27.8%)あり、そのデータ

を基にしているが、まず A 項目の「不適正」が赤になり、右側ではピンクの 3 万 8000 基 (4.0%) が、レベル 3 の特定になる。「おおむね適正」となった中でも、先ほど述べたように、B 判定のもの、A 判定のものなどを含めて周辺環境に影響があるものを、細かく項目を見ていくと特定既存単独処理浄化槽に判定されるが、それが 12 万基ほどある。合わせて、11 条検査を実施したものの中では 16 万基ぐらいの特定既存単独処理浄化槽が判定されることになる。

下に追加した四角は未受検のものである。同じパーセントで未受検のものをみると、レベル 3 のものが 10 万基ぐらいあるのではないか。そのほか、特定既存単独処理浄化槽と判定されるものが 31 万基程度あるのではないか。しかも、未受検のうちで旧構造基準はかなり多いが、それはかなりの確率で特定だろうということで、24.3%というのは上の確率から言っている。

そうすると、下の四角にあるように、レベル 3 が 13 万基、レベル 2 が 43 万基、レベル 1 が、旧構造基準はよく分からないので、50 万基で、合わせて 100 万基ぐらいが特定既存単独処理浄化槽として判定されるべきだろうということである。これはあくまでも試算である。

「10.その他」では、11 条検査の受検率を高めることが必要であり、そのほかの情報に基づき特定既存単独処理浄化槽の判定を同様な手順で進めることが必要だろう。いろいろな課題はあると思うが、とりあえずこういうことでどんどん特定既存単独処理浄化槽の判定を進めることで、そのルールを決めることができる。そして、課題も明らかになり、その課題に応える施策も必要になってくる。ニワトリと卵で、どちらを先に用意するかということはあるが、ここではとりあえず判定既存単独処理浄化槽を明確にして、どんどん特定既存単独処理浄化槽を判定し、ムーブメントを起こしていくことが、日本の水環境の改善につながるだろうということで検討した。(酒谷委員)

- ・ ただいまの説明のとおり、11 条検査が基本となるベースで行うことが可能ではないかということで、定量化までかなり議論していただき、さらにそれによってどの程度が特定化されるかという予測まで示した形で報告書をまとめて報告していただいた。(小川座長)
- ・ 確認だが、最後の 9 ページの表は新構造基準の単独処理浄化槽と旧構造基準の単独処理浄化槽を合わせてやっているという理解でよいか。(河村委員)
  - そのとおりである。(酒谷委員)
- ・ 旧構造基準だけ、新構造基準だけというのは特にカウントしていないのか。(河村委員)
  - そこまでの分析はしていない。(酒谷委員)
- ・ 同じ 9 ページの判定既存単独処理浄化槽の試算について、これは令和 3 年度の法定検査結果を基に試算しているが、例えば 10 年前の結果でやるとどうなるか。つまり、10 年前の結果と令和 3 年度の結果で比較した際に割合が増えていると考えるか。そうすると、今回は 100 万基と推定しているが、今後の予測ができるのではないか。実施はされていないかもしれないが、現在の想定、今後の推移について見解があれば教えてほしい。(蛭江委員)
  - 蛭江委員とは共に検討したが、河村委員の質問と似た話だと思う。旧構造基準、劣

化が進んで時間が経っている。ただ、今後は分からないが、これまでは下水道に転換されるものもかなりあった。今、ここで率がどうなっているかは分からないので、あくまでもこれは試算でやった内容なので、今後推移を見ていければいいと考える。

(酒谷委員)

- ・ 関連する内容で、公益財団法人日本環境整備教育センターでは 11 条検査に関する重要事項、破損や変形について、環境省のデータを研修会等で毎年確認している。その中身を見ると、単独処理浄化槽の重大な変形、破損といった内容が件数としては年々増えているというデータとなっている。内容の精査は必要かと思うが、旧構造基準の浄化槽のほうが年代が古く、重大な問題が件数としては増えているという現状があるので、傾向としては間違いなく古いほうが NG のものが多く、増えていることは、今までのデータから判断できると思う。参考情報である。(古市委員)
  - ・ 古いものほど可能性としてはますます高まるということだと思う。(小川座長)
  - ・ 資料 1-2 は非常によくできた資料であると思うが、指定検査機関としての意見、お願いがある。1 ページの一番下にある「特定既存単独処理浄化槽と判定することにためらいがあってはならない」というところが、指定検査機関としては文言としてきつめと感じた。以前、私が述べたように、浄化槽は個人財産なので特定既存単独浄化槽の判定については以前から慎重にということ、しかし、進めなければならないということでこの検討会に出席しているが、この文言が気になる。法定検査に関しては、法定検査率が 100%であればためらいなくできるだろうが、70%をこれから目指していくという形で、残りの 30%があるので、公平性にどうしても欠けてしまいがちになる。各県の状況によって、「ためらいがあってはならない」というきつめの文章を変えていただけないかとは考えている。我々としても県と協議しながら特定既存単独処理浄化槽をやっており、100%に近づけていくために浄化槽台帳の整備を進めていかなければならないということで、文言を変えてもらえればと考えている。
- また 3 ページに 11 条検査の判断フローが示されている。ひな形はよく考えられていると思うが、指定検査機関としては、47 都道府県において県ごとの諸事情があるので、この実効性を高めていくためには、県、行政担当者との協議が必ず必要になってきている。ちなみに、徳島県においては、私の指示の下で県と公益社団法人徳島県環境技術センターとの間で判定基準を調整している。例えば 1 年だけの BOD で判断することは、すくったときに可否が出てくるので、徳島県においては 2 年間といった形で進めている。非常によくできていると思うが、少し考えてほしい。
- 4 ページに関しては、11 条検査の判断を判定にするという言葉があるが、先ほども述べたが、この文言では法定検査を行った人間だけが損をするという不公平感を助長して、受検率の低下につながりかねないと思う。ここも慎重な判断を進めてほしい。11 条検査を基本にというのは読み込んで理解できる。
- 判定フローに関して A と B、そして旧構造基準、新構造基準に関しての試算は非常に素晴らしいと思うが、現場に出ている我々からすると、きつめだと考えているので、11 条検査結果を使うのであれば、11 条検査の指定検査機関だけでは少し難しく、県との協議がどうしても必要になる。この資料は非常に優れた文章だと感じているので、そ

ことを考えてもらえるとありがたい。今回、私は指定検査機関として出席しているので、文言を変更してもらえるとありがたい。(田村委員)

- ・ 指定検査機関としての立場を踏まえながら意見をいただいたが、逆に私は、1ページの「ためらいがあってはならない」という表現は、よくぞ書いてくれたと思っている。たしか報告書にはなかったのではないか。(小川座長)
  - ない。(酒谷委員)
- ・ したがって、これが前提にあるのではないかと私は考えている。ただ、未受検者の問題など、まだ様々な議論はあると思う。それはまた次の課題にも関連するので、まずは一つ、とにかくなくしていくという合意形成がまずあって、その中でまた細かい部分の議論をしていく必要があると考えている。ただ、きつい部分もあるので、この後また改めて議論したい。(小川座長)
- ・ よろしく願います。(田村委員)

## (2) とりまとめの方針案に関する議論【資料2、資料3、資料4】

### ① 第1～3回検討会の議論の整理

- ・ 続いて、議事2「とりまとめの方針案に関する議論」に移る。

その前に、冒頭にも説明があったように、6月14日に開催された自民党の浄化槽推進議員連盟及び公明党の浄化槽整備推進議員懇話会において、議員立法による浄化槽法改正に向けた決議が行われ、それに関して一般社団法人全国浄化槽団体連合会の上田委員から議員連盟への要望内容、決議内容を提出したということなので、まずその内容を説明してほしい。(小川座長)
- ・ この緊急要望書を出した大きな理由はいくつかある。一般社団法人全国浄化槽団体連合会では「浄化槽ビジョン」を1年間かけて検討してきた中で、小川座長が同じ座長でもあるが、出てきた課題や、維持管理をきちんとしていかないと浄化槽の信頼向上にならないこと、一番大きな課題として単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換していくこと、もう一つは、国土交通省と協議をしてきた浄化槽設備士の問題など、そういったことが様々出てきている中で、国土交通省も非常に熱心にやっていたこともあり、担当者が交代したら若干情熱が冷めたような雰囲気もあるが、議員連盟の幹部の方と話をしている来年の通常国会で浄化槽法の法改正をやっていかなければいけないということで、3つほど要望を出した。

浄化槽台帳整備について、今回の能登半島地震で調査をしていくと、あまりにも浄化槽台帳ができておらず、現場を見に行くと無届浄化槽も非常に多く、また維持管理もされていないものもたくさん出てきて、大変驚いた。まず浄化槽台帳が整備されていないことによる大きな問題があるのと、浄化槽台帳を作ればいいのかというのではなく、浄化槽台帳を見れば状況が分かるというようなものにしていかなければならないのではないかと。もちろん法定検査に関してはしっかりデジタル化されていると思うが、維持管理、保守点検・清掃などはいつ行ったのかも分からない、行っているのか、行っていないのかも分からないというのでは、浄化槽台帳はただ表紙がついているだけで、中に何も書いていないようなものではないのかということで、浄化槽台帳をきちんと

するための原則として、今後、業者側もデジタル化していくということも含めて、全体の浄化槽台帳のデジタル化を進めていくべきではないか。それによって、無届浄化槽の存在が明らかになり、その対応ができるのではないか。

法定検査、保守点検・清掃をきちんとしてもらおう。将来的に法定検査の受検率向上のためには、一括契約も必要だということで、それにつなげていくためにも法定検査の受検率を上げていかなければいけない。先ほどから話が出ている特定既存単独処理浄化槽の対応にしても、法定検査を真面目に受けている人がその判定にさらされて、受けていない人たちが何も分からないで通り過ぎていってしまうのでは、不公平になるということもある。行政が無届浄化槽に対する指導をするためにも浄化槽台帳のデジタル化をもう少し中身のあるものにしていかなければならないということ要望した。

特定既存単独処理浄化槽の適用拡大というのは、今話されていた部分で、もう少し判定基準の統一化・明確化、検査員、指定検査機関が権限を持つこと、またそれをやっていくためにも指定検査機関に関しては、仕事をやってもらうからにはもう少し財政的な支援も必要なのではないかということが2番目である。

3番目に、浄化槽設備士について相当大きな問題があるとずっと感じており、取得者の大多数、58%が65歳以上であるということは、ほとんどが単独処理浄化槽の時代に資格を取った方たちではないか。単独処理浄化槽のことを勉強して資格は取ったが、その後、合併処理浄化槽についても勉強してもらえればいいが、そういう機会もほとんどなかった人が多いのではないか。また、65歳以上が58%なので、実際に仕事に就いているのかどうかも分からない。亡くなっている人、仕事をやっていない人もいるかもしれない。ということで、その方たちの実態を確認する意味でも、浄化槽管理士と同じように研修・講習を最低5年に1回でも受けてもらうようなことを義務づけるべきではないか。それと、今後、何人必要なのか。残っている人が実態に合っているのかどうか。足りないのであれば、早急に確保する必要がある。これまでの受験資格だけではなく、もう一度見直しをして、受験しやすいような体制ということで緩和していくべきではないかということ提案した。

自民党の浄化槽推進議員連盟も公明党の浄化槽整備推進議員懇話会も、どちらも全員賛成で、決議文を作り、議員連盟として今後要望をして回ると言っており、議連としては来年の通常国会で法改正をしていきたいという考えである。皆様から意見があれば、また議員連盟とも協議をしていきたい。(上田委員)

- ・ 本検討会での議論は議員立法による浄化槽法改正の動きとは全く別途に行っているが、特に今、上田委員から説明のあった課題(1)、課題(2)は、まさに関連することだと思うので、上田委員から情報提供をしていただいた。(小川座長)
- ・ 浄化槽設備士の関連で、各県で登録を行うときに、改めて講習を行って登録している県が多いと思うが、それとは全く別に全員について研修制度を設けるといふことか。(酒谷委員)
  - 浄化槽設備士は国家免状なので、浄化槽管理士と同様に、県ごとに異なる内容ではなく全国统一した内容で、同レベルの養成をしていくべきではないかというのが基本にある。浄化槽管理士はそうするようにお願いをしており、浄化槽設備士におい

ても同様の考えで、全国で同レベルの技術者養成をし、情報も同じように提供していくことが大事ではないかと思っている。(上田委員)

- ・ それでは、次の議題に入る。まずはこれまでの検討会の議論の整理ととりまとめの方針案、資料は資料3、資料4で、本日の中心的課題になる。まず説明を事務局から願う。(小川座長)

- ・ それでは、これまでの検討会における議論の整理から説明する。資料3になる。この資料では第1回から第3回検討会までの議事録を基に、皆様からいただいた意見を論点別に整理している。複数人から同様の意見をいただいている場合には、ページボリュームの関係で全て掲載せず、抽出して掲載している。

まずは、「1.特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針等について」の各論点でいただいた意見から説明する。時間の関係で全て紹介することが難しいので、要点だけ説明する。

まず1つ目の論点、特定既存単独処理浄化槽に対する措置の活用を促進し、単独転換につなげていくためには、判定プロセスや基準に関して環境省指針を具体的にどのように見直すべきかということについては、判定基準については例えば2ページで、判定の具体化をしてはどうか、もっと分かりやすく法定検査にリンクした形で見直してはどうか、という意見があった。また、特定既存単独処理浄化槽と判定された後の措置については、判定自体のハードルは下げつつ、その後、勧告までいくかどうかは浄化槽管理者とのやりとりであるというほうが進めやすいのではないかと、何度も修繕しているケースは一定の基準を設けて単独転換を図るほうがいいのではないかと、という意見があった。

3ページで2つ目の論点、漏水があれば直ちに特定既存単独処理浄化槽と判定するものとして指針を明確化すべきかについては、修繕で終わらせるのではなく、本来は合併処理浄化槽に転換するのがあるべき姿ではないかと、漏水している場合には環境への悪影響が明らかであり、特定既存単独処理浄化槽と判定すべきである、健康被害が起きた後では遅いため、特定既存単独処理浄化槽と判定したほうがよいのではないかと、といった意見があった。

4ページで3つ目の論点、11条検査結果報告書に特定既存単独処理浄化槽との判定(もしくはその可能性)を明示することを、全国一律に同様の運用を求めることとすべきかについて、重要な要素は全国一律としてはどうか、不適切な単独処理浄化槽の改善を図る観点から有効ではないかと、という意見がある一方で、11条検査の受検者と未受検者間の不公平感から実際にはハードルがあるといった意見があった。

続いて4つ目の論点、特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針が明確化された場合、適用件数が増えるが、指定検査機関・業界団体の協力や、自治体の体制整備が必要ではないかということについて、鹿児島県で特定既存単独処理浄化槽の判定が進んでいる最大の要因として、指定検査機関と県が密にリンクしていることがあるのではないかと、自治体の実施体制が不十分では法目的の達成はままならない、行政機関、法定協議会、指定検査機関、業界団体等の各分野の全てが連携することによって、共有したデータを基にした運用体制がしっかり構築されるのではないかと、といった意見があった。また、5ページで、特定既存単独処理浄化槽と判定された後の体制についても、改善状

況の自治体への報告手法とルール確立が必要である、指定されたら市町村が面倒を見る必要があるのではないか、といった意見があった。

また、特定既存単独処理浄化槽か否かの判定における体制という観点では、自治体職員や検査員が適切に判定するための勉強会が必要ではないか、研修カリキュラムの整理が必要ではないか、といった意見があった。

次に5つ目の論点、特定既存単独処理浄化槽に対する措置を推進するための実効性のある経済的なインセンティブとして、どのようなものが考えられるかということについては、施工や維持管理をしっかりと行っているといった条件設定が必要ではないか、6ページで、特定既存単独処理浄化槽と判定されてから補助金をもらって修理するという世界にならないようにしたほうがよい、といった意見のほか、財政措置の拡充は必要ではないか、除却して単独転換する場合に、主に高齢者にとって負担があるのではないかと、といった意見があった。

7ページで、6つ目の論点、法定検査結果に加え、保守点検・清掃の実施状況等の情報を収集し、活用して、特定既存単独処理浄化槽への対応を進める必要があるのではないかと、この点については、保守点検・清掃の実施状況等の情報提供を義務化してはどうか、顧客データの共有による台帳整備、保守点検データの活用による判定への協力ができるのではないかと、といった意見があった。一方で、維持管理情報の提供に当たっては、業者のデジタル化への協力が必要である、統一基準によるデータフォーマットの設定、報告ルールの整備も検討が必要、といった意見があった。

8ページで、「(7)その他ご意見・ご要望」として、これまでの6つの論点に分類されない意見を整理している。こちらも全て読み上げることはしないが、例えば、浄化槽管理者への啓発・広報活動を国からもしてほしい、特定既存単独処理浄化槽の判定における事業者からの情報提供の話もあったが、お得意様を裏切る行為にならないか、契約解除の申出等で不利益を被るのではないかと、といった懸念や意見があった。

続いて9ページで、「2.維持管理向上のための浄化槽台帳の整備や維持管理情報の電子化」の各論点でいただいた意見について説明する。

1つ目の論点は、事業者からの情報収集の協力を得ることが難しいという意見があるが、具体的にどのような点が障壁となっているか。2つ目の論点は、台帳整備と関係者からの情報収集等に関し、事業者からの情報収集の仕組みが有効に機能していない都道府県に対してどのような対処を検討すべきか、3つ目の論点は、維持管理情報の電子化が進んでいないところ、自治体・事業者双方でどのような点が障壁となっているか。共通する課題もあることから、これら3つの論点についてはまとめて意見を整理している。例えば、維持管理情報の提供は義務化してよいのではないかと、という意見がある一方で、10ページで、小規模事業者や高齢の事業者の場合、費用負担力等の問題から電子化が困難という意見や、循環型社会形成推進交付金があることで浄化槽台帳整備に踏み切ることができたということで、逆にそういう財政支援がないと難しいということかと推察するが、そのような意見があった。ほかに、データの作成方法は事業者によって異なり、データの突合に苦慮しているケースもあることから、共通した浄化槽コードの付与、点検記録表の統一が望まれる、11ページで、形式が標準化されていれば別のシステムを

使っていてもよいのではないか、個人情報への取扱いに苦慮するケースが多く、取扱いに係る法整備や、それを明示することが必要ではないか、といった意見があった。

12 ページで、4 つ目の論点、維持管理情報の収集に当たっては、清掃業者に対する廃掃法上の許可に区域割が必要であるという意見について、どのように考えるべきかという点については、区域割と維持管理情報の収集との関係性は乏しいという趣旨の意見が多くあった。

13 ページで、5 つ目の論点、維持管理向上に向けて、今後どのような対処を検討すべきかという点については、維持管理や法定検査の未受検の背景には浄化槽管理者の経済的な理由もある、法定検査と維持管理に対する補助制度の継続的な導入が望ましい、浄化槽台帳整備においては作成後の更新も踏まえた体制づくりが必要である、などの意見があった。

6 つ目の論点、維持管理の向上に向けて協議会を活用している事例があるが、全国的に活用が進んでいないのは、設置・運営に当たって何が障壁となっているのかという点については、参加者に対し参加応諾義務を課してはどうか、協議会に県が直接関与していないところでは一緒にやるべきではないか、といった意見があった。

14 ページで、「(7)その他ご意見・ご要望」として、これまでの6 つの論点に分類されていない意見を整理している。例えば、自治体に本気で取り組んでもらうためには、地方議会への働きかけが重要ではないか、ビッグデータの活用も検討してはどうか、浄化槽台帳整備について一般廃棄物処理実施計画の未策定も問題ではないか、能登半島地震ではデジタル浄化槽台帳ができていればもっと早く対応できたのではないか、等の意見があった。

資料3に関する説明は以上となる。

続いて、資料4の「浄化槽法施行状況点検検討会報告書骨子(案)」について説明する。こちらの骨子案は、本検討会における議論のとりまとめとして作成している。構成は2ページの「はじめに」の後に「特定既存単独処理浄化槽に対する措置」の「背景」、「論点」と続き、5ページから「今後の対応方針として」、先ほど資料3で整理したこれまでにいただいた意見を基に、「基本的方向性」と「具体的措置」を掲載している。続いて、「維持管理向上のための浄化槽台帳の整備や維持管理情報の電子化」のテーマがあり、特定既存単独処理浄化槽と同様に、「背景」、「論点」、「今後の対応方針」という流れで整理し、「おわりに」で終了する構成としている。

本日の検討会では、「今後の対応方針」にある「基本的方向性」と「具体的措置」の素案について、記載すべき要素や追加すべき要点について意見を伺いたい。

まずは「特定既存単独処理浄化槽に対する措置」の「基本的方向性(案)」を説明する。5ページである。ここは4つ項目を立てている。1つ目として、特定既存単独処理浄化槽に対する措置を促進するため、指針に記載の特定既存単独処理浄化槽の判断基準について、11条検査との対応関係を踏まえ、技術的見地から定量化・明確化された内容に見直す。2つ目として、法定検査結果を活用した特定既存単独処理浄化槽の把握と判定を促進するとともに、未受検の場合においても、清掃・保守点検情報を活用した特定既存単独処理浄化槽の把握及び判定が促進されるよう、清掃業者や保守点検業者からの情報

収集が円滑・有効に機能するための措置を講じる。3つ目として、都道府県等における特定既存単独処理浄化槽の判定の促進に向けた体制づくりを進める必要があり、そのために、指定検査機関・業界団体の連携・協力体制を構築するとともに、行政内や指定検査機関における十分な体制整備のために必要となる教育制度等の充実を図る。最後に、特定既存単独処理浄化槽に対する措置への支援策として、補助制度の予算の継続的な確保を図るとともに、特定既存単独処理浄化槽の実情の把握と分析を行った上で、各浄化槽管理者の実情を踏まえた効果的な支援策を講じ、単独転換を促していく。

これに基づき、6ページから「具体的措置（案）」として大きく4つの項目を立てている。枠組みの中に「とりまとめ方針（素案）」を作っているが、ここは今回の検討会でこの後いただく意見を踏まえて具体的な内容を追加記載する予定である。

まず「①特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針の明確化・定量化に向けた見直し」について、とりまとめ方針としては、例えば、11条検査項目と特定既存単独処理浄化槽の判定項目との対応関係を整理し、その整理に基づく客観的かつ明確な判定基準を設定する。漏水が認められる場合には、特定既存単独処理浄化槽として判定を行うべき旨を明確化する。著しい破損・変形や放流水質の悪化が認められる場合においても特定既存単独処理浄化槽の判定基準の定量化・明確化をする。特定既存単独処理浄化槽に対する措置として単独転換を原則としつつ、個別の状況を踏まえて補修を含む対応も認められるケースを明確化する。

「②法定検査結果や清掃・保守点検情報を活用した特定既存単独処理浄化槽の把握及び判定の促進」については、11条検査結果報告書に特定既存単独処理浄化槽に該当するおそれの有無を明記する。清掃・保守点検情報の実施状況等の情報を収集し、特定既存単独処理浄化槽の把握や判定に活用する。事業者からの情報収集のデジタル化やデータ様式の統一化の検討を行う。その際、個人情報を含む清掃・保守点検情報の利用目的や管理の在り方等を明確化する。円滑な情報収集のため法定協議会等を活用して関係者の理解・協力を得ながら一体的に取り組む体制を構築する。住民への説明、周知啓発を行う。

7ページで、「③指定検査機関・業界団体の協力や自治体の体制整備」については、指定検査機関や業界団体と都道府県等が密に連携・協力して、11条検査結果等の活用により効果的に特定既存単独処理浄化槽の判定等を促進する体制を整備する。判定後も引き続き適切な状況把握と指導・助言等を行うための体制づくりやプロセスの提示をする。自治体の担当職員や検査員に対する研修カリキュラム等の整備・充実を図る。

最後に、「④合併処理浄化槽への転換を推し進めるための経済的な支援制度の継続、推進」については、単独転換に対する補助制度の予算を継続的に確保して単独転換を促す。特定既存単独処理浄化槽の実情の把握と分析を行った上で、浄化槽管理者に対して、どのような点に考慮した支援策が適切かについて検討し、効果的な支援策を推進する。経済的な支援制度についての浄化槽管理者に対する周知・広報活動を促進する。

続いて、「維持管理向上のための浄化槽台帳の整備や維持管理情報の電子化」の「基本的方向性」は10ページにあるが、これについて説明する。こちらにも「基本的方向性」として4つ項目を立てている。まず1つ目として、清掃・保守点検情報の収集は、11条

検査の受検有無を問わず浄化槽の状態把握のためには必要であるとして、その情報の収集に取り組みつつ、将来的には保守点検・清掃情報の報告の義務化についても検討する。2点目として、その将来的な報告の義務化まで見据えた際に、維持管理情報として全国統一的に収集が望ましい項目に関する報告様式の標準化、浄化槽コードの統一化の検討が必要となる。また、個人情報の取扱いについても、改めて明確化する。3点目として、浄化槽法に基づく維持管理の徹底に関する通知を発出するとともに、維持管理や電子化に関する財政支援を継続し、行政に活用いただくよう周知する。最後に、本検討会において、浄化槽維持管理情報の収集と区域割との関係性は乏しいという意見が多かったので、そのため、維持管理情報の収集に向けては、法定協議会あるいはそれに類する機能を有する連携体制の意義やメリットを周知し、関係者で連携した取組を促す。

これに基づき、「具体的措置（案）」として11ページに3つ項目を立てている。

「①清掃・保守点検情報の収集の仕組みを有効に機能させるための取組や維持管理情報の電子化の推進」については、自治体と事業者との連携を強化した上で、清掃・保守点検事業者からの情報収集の電子化・デジタル化を推進するとともに、将来的な実施報告の義務化について検討する。データ様式の標準化や浄化槽コードの統一化等の検討のほか、個人情報を含む清掃・保守点検情報の利用目的や管理の在り方等を明確化する。維持管理情報の収集に当たっては、区域割よりも、浄化槽台帳の整備や清掃・保守点検事業者との連携強化が重要であり、法定協議会や維持管理組合等による取組を推進する必要がある。

「②法定協議会等を活用した関係者間の連携体制の構築の推進」については、法定協議会、あるいは、それに類する機能を有する連携体制の意義やメリットを周知する。最後に、「③財政支援の継続、周知の徹底」としては、浄化槽台帳のシステム化に伴う財政支援を継続するとともに、浄化槽法に基づく維持管理の徹底に関する通知の継続的な周知徹底を図るとともに、財政支援を継続する。また、資料3でも触れたが、一般廃棄物処理実施計画の未策定の解消を促す。浄化槽管理者に対する周知啓発をし、理解を得ながら維持管理向上に向けた取組を行う必要がある。

資料4に関する説明は以上である。繰り返しとなって恐縮だが、この後の議論ではこちらの資料4の骨子案にある今後の対応の方針について、伝えるべきこと、追加すべきことについて意見をいただきたい。（事務局）

- ・ 特に資料4は、「浄化槽法施行状況点検検討会報告書骨子（案）」という形で、これまで議論した内容についてとりまとめているので、これについてこの後、議論を進めていきたい。（小川座長）

## ② 特定既存単独処理浄化槽に対する措置等について

- ・ 議事2の議論は、課題としては2つある。特定既存単独処理浄化槽に対する措置、維持管理向上のための浄化槽台帳整備や情報の電子化である。最初に特定既存単独処理浄化槽に対する措置等について質問、意見を伺いたい。基本となる資料は、先ほど事務局から説明のあった資料4「浄化槽法施行状況点検検討会報告書骨子（案）」になる。まず特定既存単独処理浄化槽については、3ページから7ページまでであるので、それに対する

意見を伺いたい。(小川座長)

- ・ 「浄化槽法施行状況点検検討会報告書骨子(案)」の5ページで、一番下の「補助制度の予算の継続的な確保を図るとともに、(中略)効果的な支援策を講じ」というのは、進める上で最も重要だと考えている。それがあれば判定することに何らためらいはない。先ほど異論はあったが、そこはそうなるだろうと思う。ここをどうするか。先ほどニワトリと卵という話をしたが、判定を進めて支援制度が後でついてくるのか、支援制度ありきでやるのか。実際に判定を行っている徳島県からは、卵が先のほうがいいという話があったが、そこは何とも言えないところだと思う。したがって、ここを具体的にすることは非常に重要だと考える。これに対する何かの案というわけではないが。(酒谷委員)
- ・ 「予算の継続的な確保」ということで、現在も単独転換については既に補助があるが、それに対してこれをきちんと継続的に確保していけばどうかという意見だった。(小川座長)
- ・ それにプラスアルファという意味である。(酒谷委員)
- ・ 今の酒谷委員の支援策の話だが、特定既存単独処理浄化槽の単独転換について、どうしても住人は、特定既存単独処理浄化槽だろうが、旧構造基準だろうが、新構造基準だろうが、合併処理浄化槽だろうが、水洗化は終わっているという認識になる。特定既存単独処理浄化槽だと指摘するのは簡単だが、酒谷委員が言われるように、ニワトリと卵の話で、先にこれを進めていって、必ず支援策を出すのか。個人財産で、住人がお金を出不さないといけないので、水洗化が終わっているのになぜやるのか思ってしまう。だから、酒谷委員が言うように、これは完全に現場の話になるが、理解を得るためには5ページの支援策を少し考えていく。ここにいる委員は、特定既存単独処理浄化槽の法律が制定されて、どうしても進めなければいけないというので、「ためらいがあってはならない」という文言は私も個人的には理解するが、指定検査機関としては非常に厳しい意見だと考える。個人的な民間としての意見は非常によい文言だと考えるので、5ページの支援策を手厚くしてほしい。(田村委員)
- ・ 環境省の意見はどうか。(小川座長)
  - ▶ まさにニワトリと卵という先ほどの話に尽きる。また、酒谷委員の言われたプラスアルファの部分も、ヒアリングを含め繰り返し出ている論点なので、現場の声としてはしっかり受け止める必要がある。そこも念頭に置いた上で、「浄化槽法施行状況点検検討会報告書骨子(案)」のこの表現にしている。繰り返し言ってきたが、特定既存単独処理浄化槽に指定されている時点で、ある意味で維持管理を含めて何らかの不備があった可能性もあるわけで、そういう方に対するボーナスが制度上、本当に公平なのかなど、ロジック上、詰める点が多いが、現場からまさにこういう要望が多いということで、今このような書きぶりにしている。(環境省)
- ・ 5ページの「基本的方向性(案)」の上から3つ目で、「行政内や指定検査機関における十分な体制整備のために必要となる教育制度等の充実を図る」ということは非常に重要だと思う。もう一つ、追加できるのであれば、指定検査機関における体制整備については、一番下と同じように、各指定検査機関の実情もあると思うので、そこに対する教育

の制度に加え、支援策も浄化槽管理者と同様に必要ではないかと考えている。その内容も織り込んでほしい。(古市委員)

- ・ 体制づくりと併せて支援策を強化することを盛り込んでどうかということだと理解した。(小川座長)
- ・ 法定検査だけをやっている指定検査機関と、単独処理浄化槽を合併処理浄化槽にしなければいけないということも考えている、保守点検・清掃も加わっている指定検査機関とで、温度差があるのではないかと考えている。法定検査だけをやっていると、今後の浄化槽全体という考えは生まれてこないのではないかと。保守点検・清掃をやっている、その上で法定検査をやっていると、様々な問題点、課題が出てきて、考えているのではないかとと思うが、法定検査だけをやっている人たちにも同じ課題について考えてもらえるような方向で持っていかないと、やる気度が違ってくるのではないかと。(上田委員)
- ・ 今、全国で 65 の指定検査機関があり、その中で特定既存単独処理浄化槽の課題に対しての取り組み方に温度差があるという指摘があった。そこもきちんと全国統一的な取組もしなければいけないので、65 の指定検査機関への周知も図っていく必要があると感じた。(小川座長)
- ・ 7 ページの体制について、私どもは従前から自治体担当者や実施体制の話はずっとしてきており、ここでは「研修カリキュラム等の整備・充実」と書かれているが、人員の確保につながるような文言がないと、そもそも体制として非常に乏しい中で研修といっても、体制としてなかなか十分なものは出来上がらないのではないかとと思うので、そこも加えてほしい。(嶋田委員)
- ・ 人員の確保はここに書かなければいけないと思う。(小川座長)
- ・ 経済支援の話について、最終的に指導して、勧告して、最後は措置で除却になるという流れは分かるが、そもそも今、岐阜県で法定検査の未受検の指導を行う上でも、生活困窮者の方が出てきたときに対応が非常に難しい部分がある。措置に対する支援策は今後、維持管理をしていく上で当然やっていかなければいけないことなので、そういった方々への支援も含めて考えてほしい。これは福祉サイドになるかもしれないが、進めていくとそういう問題点も出てくるということも承知しておいてほしい。(山内委員)
- ・ 今の山内委員の意見は、単独処理浄化槽に限らず合併処理浄化槽についても困窮者に対する財政支援という部分になる。次の課題にも関係してくるという理解でよいか。(小川座長)
- ・ 結構である。(山内委員)
- ・ 細かい話になるが、7 ページの合併処理浄化槽への経済的な支援制度について、個人設置型と市町村設置型の場合があると思うが、まずは取り組みやすい市町村設置型の公共浄化槽についての単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えをまず優先して取り組むこととして、既に助成事業はあると思うが、さらなる財政支援、あるいは市町村に対する事業支援等を強化するという施策があってもいいのではないかと。個人設置型と市町村設置型のそれぞれの政策が異なっても、それが推進につながればよいのではないかと。(齋藤委員)
- ・ 確かに個人設置型と公共浄化槽と 2 種類あるので、いずれに対してもしっかりとした支

援策を求めるとのことだと理解した。その点も盛り込む方向で事務局に考えてほしい。この特定既存単独処理浄化槽の5ページの1番目の「11条検査との対応関係を踏まえ、技術的見地から定量化・明確化された内容に見直す」というのは、総務省の勧告にもあるので、この検討会の報告書には絶対に盛り込まざるを得ない。今日は酒谷委員から説明のあった昨年度の別の検討会で議論していた内容は、定量化・明確化という形でのひな形として個人的には当てはまると思っているが、その点について意見を伺いたい。しかも、11条検査との流れも示されているので、非常に実態に即した形になっているのではないかと。ただ、文言の表現がきついという点や、また未受検者との間の不公平も当然出てくるので、それはまた別途考えていかなければいけないが、まずは定量化・明確化という宿題に対しての結果としてはどうか。異論があればお願いします。(小川座長)

- ・ 異論というわけではないが、公益財団法人日本環境整備教育センターの立場で、委員会に入っていたので内容については熟知しているという意味で補足する。都道府県の中には、法定検査で効率化検査を行っているところもある。その中で、前回の委員会ではガイドラインに基づく検査での検討であったので、それをベースにしながら補充していくことが必要だと思う。そこは昨年の委員会のメンバーは重々承知しているところなので、それを付加してほしい。(古市委員)
- ・ 先ほど説明があった報告書はオープンになっていると思うが、オープンにした結果、環境省なりなんなりに意見が来ているのか。世の中がこれに対してどう思っているのか。それがもしあれば、それを踏まえた取り込み方はあると思うが、何もないところで100%OKなのかどうかというのは分からないので。何もないのか。(河村委員)
  - ▶ 過年度の報告書はホームページに掲載はしており、その意味ではオープンにはなっているが、この内容について特段、具体的な意見が個別に来てはいない。(環境省)
- ・ これを使って指定検査機関の方に説明したような場もないということか。(河村委員)
- ・ 現時点では、ない。(小川座長)
- ・ もしそういう応答があれば、もう少し深みが出ると思ったが。(河村委員)
- ・ 一つは、本日の浄化槽法施行状況点検検討会の報告書として、特定に関する指針の見直しにシステム協会で検討された内容を盛り込むことは可能なのではないかと。その後、実際にこれが適用されることになれば、今度は実際に周知を図るという段階で議論していかなければいけない。報告書に盛り込んで終わりというわけにはいかない。(小川座長)
- ・ そのとおりである。実効性がなければいけない。(河村委員)
- ・ 今の話で、私どもが説明した内容を含んだ報告書は開示されているが、必ずしもそれがメインではなく、海外関係などいろいろなことが入っていて、4つほどある中の1つで、クローズアップされているわけではない。それで意見が集まらないのだと思う。(酒谷委員)
- ・ 報告書のタイトルは「次世代浄化槽システムに関する調査検討業務報告書」となっているので、その中で目次を開けば、特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針の見直しが入っていることが分かるが、表題だけ見ると、必ずしも含まれていると理解されないで、その方面の方が閲覧する機会はこの公開の仕方では難しいところはある。

(小川座長)

- ・ 載せるのであれば最終までの間に、例えば指定検査機関の方々に、もちろん全ては難しいだろうが、意見を聞くなどの手段があったほうがいいのではないか。(河村委員)
- ・ 事前に全指定検査機関に聞くというのはどうか。(小川座長)
- ・ 全部は難しいかもしれない。(河村委員)
- ・ 一部だけだと選定するのに不公平感があってもいけないので、もし聞くとすれば全部ではないかと思うが。(小川座長)
  - まずこの検討会自体がまさにそうした観点から指定検査機関の立場の委員にも入っていただいている。また、今後の最終的な手順としては、まずは酒谷委員から報告していただいた過年度の報告書があり、その中で 11 条検査と連動しながら判定していくべきではないかという方向性が示されているので、その方向性について今回、この検討会の報告書に書きたいと考えている。ただ、その上で最終的には判定指針の見直しは、大臣指針の見直しということで、環境省自身の行政文書の改定作業があるので、今日の議論を聞いていて、今回の報告書でどこまで書くのかというのは、それを踏まえて指針見直しの段階があり、作業のフェーズがまた分かれるのではないか。(環境省)
- ・ 指針の見直しは、これが終わった後にまた別途やる予定なのか。(河村委員)
  - この報告書とは別に指針の改定作業がある。(環境省)
- ・ 少なくともその段階では要るのではないか。(河村委員)
- ・ ということは、報告書の内容としては、まだ事前意見聴取までは求めなくてもよいということのようなので、その後、実際にそれを運用に持っていく段階では、ほかの指定検査機関等の意見も聴取しながら進めていかなければいけないのではないかと思うが、まずこの検討会の報告書としては皆様の合意が得られたとは思いますが、どうか。もし異論があれば伺いたい。少しきつい部分はあるかもしれないが、今日の検討会での皆様の意見を踏まえてまた事務局でまとめたものが、最後の 8 月の第 5 回検討会のときに提示されると思うので、そこでまた確認する形にしたいが、それでよいか。(小川座長)
- ・ この厳しい部分は直ってくる可能性はあるという話と受け取ってよいか。(田村委員)
- ・ そこは出てくるかどうか分からない。(小川座長)
- ・ 個人的ではなく指定検査機関として、少し難しい文言ではないか。受け取り方として、これを出されてしまうと、特定既存単独処理浄化槽にしてしまうこと自体はとても簡単なことだが、そこから先の紛糾は目に見えているので、そこは少し県と協議をしていきながらという形になるかと思う。実際に我々は特定既存単独処理浄化槽に向けて、委員会もつくって、人間を県に張りつけてやっている。直ちにやっており、ためらいもなくやるつもりではいるが、この文言を出すと、徳島県においてはかなりやっているが、上田会長が言われるように、できない地域がかなり出てくる可能性がある。適切な文言を今、私は思いつかないが、11 条検査をベースにする以上は、47 都道府県にある指定検査機関にいま一度報告をしてもらい、その後に出したほうが賢明ではないか。ただ、それをやると、特定既存単独処理浄化槽の単独転換は進んでいかない。ある程度、前に進むことは必ず必要になるので、そこを加味しながら進めていけば、よい方向に行くので

はないか。我々は、やれと言われることは全てやるつもりである。文言はお任せするので、お願いします。(田村委員)

- ・ 茨城県の指定検査機関として、指定検査機関にはブロック会議があり、先日、関東・甲信越のブロック会議があり、約 30 人が集まって毎年、研修会をやっているが、その総会があった。そこで緊急要望書を最後に出すと、様々な反応があった。私も田村委員と同様の意見を持っているが、問題は、法定検査の受検率が 50%で、半分は受検していない。そこでの平等感というところで様々な話が来るのではないか。そのために協議会をつくったり、維持管理・清掃の情報を収集したりしながら、それに対して指導を行っている。近所から苦情があれば立ち入って検査もできるが、清掃から問題がありそうだという情報が上がってきても、入っていくにはいかない。それを一步踏み込んで、情報があれば未検査物件でも法定検査に入っていけるということがないと、この検討の結果が出たときに余計に不平等になっていくのではないかと思うので、立入りができるような基準ができるとよいと思う。(成田委員)
- ・ 確かに 11 条検査をベースにしてこの検討会で今進めているので、未受検者との不公平感がどうしても出てくる。それは当然、報告書できちんと明確にしておかないと、不公平感がさらに増すことになる。したがって、記載の文言を今すぐに思いつかないが、事務局でもとりまとめをする上において必ず記載することが前提ではないか。一方で、指定検査機関にかなり重みがあるのではないかという意見があったが、これまでも「不適正」というのを出している。それだけの権限を持って出しているのであれば、特定化の判定も併せてやれるだけの力量は指定検査機関にあるのではないかと個人的には感じている。特定化の判定になると、確かに別枠ではあるが、今までも「不適正」というのは出しており、かなり重みのある判定結果なので、力量的にはあるのではないか。今後、考える上においての補足事項にさせてほしい。(小川座長)
- ・ 11 条検査は、そもそも受検すべき法定のものなので、未受検者との公平性という議論がやや不思議に感じるところがある。前段として、11 条検査の受検率をもっと上げていくということはどこかで宣言するのがよいのではないか。それを進めるのと並行して、11 条検査を活用した特定既存単独処理浄化槽の判定と合併処理浄化槽への転換を進めていくという話の流れにしてはどうか。(蛭江委員)

### ③ 維持管理向上のための浄化槽台帳や維持管理の電子化について

- ・ 受検率を向上させることも大きな課題の一つであり、その課題は次の議題にも関連してくるので、次に、「維持管理向上のための浄化槽台帳の整備や維持管理情報の電子化について」ということで、同じ資料 4 の 8 ページから最終ページまでの内容について議論する。(小川座長)
- ・ 個別の内容ではないが、先ほどの単独処理浄化槽とも絡むことで、またここに書いている保守点検業者等の情報云々など様々なことを考えると、この文書の中にいくつか出てくる法定協議会のことが恐らく重要な位置づけにあると思われる。しかし、最初の資料等を見ると、法定協議会は都道府県によって内容が違うようで、一律的なことは書きにくいと思うが、法定協議会を明確化して、法定協議会の役割を単独処理浄化槽の問題や

浄化槽台帳の問題の中でもう少しくローズアップして書くほうが、浄化槽法改正の全体をカバーできるのではないかと思うが、どうか。(河村委員)

- ・ 法定協議会のことは資料 4 の 11 ページに出てくるが。(小川座長)
- ・ 用語は出てくるが、具体的にどう関わっているのか。都道府県によって法定協議会の構成も違うようであるし、やることも違うようだが、各自治体の中で、少なくとも都道府県単位ではある程度、統一化することが必要なので、法定協議会の定義、役割をもう少し明確化した上で書いたほうがよいのではないか。(河村委員)
- ・ 論点の中に入れたほうがよいか。(小川座長)
- ・ 先ほど来、議論されているが、特定既存単独処理浄化槽で 11 条検査を使って進める。次に出たのが、支援をしてもらえないか。これについては、私ども市町村から毎年、増額要望がたくさん出て、それは国にも伝えている。それにプラスすべきことは、周知・広報を図ることである。そのためには、まさに法定協議会は業界団体、行政、指定検査機関などの方々が一堂に会して議論をし、特に業者もそこには入ってもらっている。鹿児島県で特定既存単独処理浄化槽の判定が進んだのは、業界の方の努力が大きいと私は感じている。つまり、業界の方は浄化槽管理者と接触する時間が長く、コミュニケーションが取れているので、法定協議会をしっかりと位置づけて全体で特定既存単独処理浄化槽をやっていくという流れをぜひつくってほしい。(久川様 (庵逄委員代理))
- ・ 法定協議会をもう少し強調した報告スタイルにしたほうがよいという意見が複数出た。例えば 9 ページの論点の中にも法定協議会の在り方について強調するような表記を、例えば(7)にして入れるかどうかを検討してほしい。次回の資料にまたそれが反映されているかどうかは、また皆様に確認してもらいたいが、法定協議会を強く前面に押し出すことが、浄化槽台帳整備、維持管理情報の電子化を含めた形にも結びつくということだと思うので、その点は盛り込んでほしい。(小川座長)
- ・ 鹿児島県においても、今まさに話があったとおり、法定協議会の設立を今、検討しているところで、年度内の設立に向けて動いている。先ほど話のあった法定協議会の構成員や考え方について情報収集している中で、第三者、浄化槽管理者の立場の方も入れてはどうか。入れない県もあると思うが、入れると法定検査料の引下げの議論にもなりかねないなど、様々な議論がある中で、マックスでそういう方も入れれば、今様々な検討がされ、業界も苦勞しているということを知らしめるメリットもあることも踏まえながら、入れる、入れないを今後検討し、デザインづくりをしていこうと考えている。今その中で法定協議会の文言を入れることは非常にありがたい。(綾織委員)
- ・ 鹿児島県としても法定協議会の強調については同意が得られたので、論点の中に明確に位置づけていく方向で修正をお願いする。(小川座長)
- ・ 法定協議会に関して、徳島県では第 9 回を迎えるが業界と行政、そして地方自治体も全て含めた連携ということで、協議会に全員出てきてもらっている。その中で一番大きなものでいえば、浄化槽台帳の整備に関しても DX 化を進めていかなければならないという文言を必ず入れていただきたい。法定協議会の中では、浄化槽のこと全てに関して話をしている。紹介になるが、去る 5 月 15 日に開催した際には、防災協定の見直しに関しても業界団体、プラス、徳島県はもちろん、徳島県の 24 市町村の市長会と防災協定

を結ぶ。町村会の会長と全て結ぶ。この協定を結ぶことによって、一般処理廃棄物のバキューム車が24市町村全てに関して移動できるという形を今後、防災協定で取る。そして、それをブロック単位で四国に広げようとしている。今、成田委員が言われたように、指定検査機関にはブロックがあり、そのブロックの中で震災があったときに動けるようにするために、知事単位の知事会で結ぶ形にしている。

また、第9回の連絡協議会を通じて、先立って5月28日に総会を行ったが、その後に、我々の行ったことの内容書を提出したり、標準契約書を出したりしている。法定協議会を進めていく中で、浄化槽台帳を進め、基盤整備をしっかりとすることによって不公平感がなくなってくる。以前にも話をしたが、どこにどういう浄化槽があるかというのが分かり次第、必ず特定既存単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換が可能になると考えているので、我々はいち早くこの3月1日から浄化槽台帳整備をしている。実は徳島県に関しては、平成16年に既に携帯電話を活用した検査データ入力システムを採用している。いわゆる地図情報システム（GIS）の上に分布を表示している。浄化槽の地図をリンクさせるのではなく、浄化槽の位置の緯度・経度を既に浄化槽台帳の中に入れて入っている。我々の浄化槽台帳整備システムは今、地図とリンクさせることができている。これができていないので、他の地域は少し後れているのではないかと考えている。平成16年なので随分前になるが、今、徳島県の公益社団法人徳島県環境技術センターの局長をしている空保が、当時、課長時代に既に作成してあったという事例があるので、その中での浄化槽台帳整備ができている。その中でのデジタル化、電子化を今進めている。

それができているのも全て、法定協議会の中で全ての業界団体と行政の方たちに報告ができる、そして環境省の沼田室長に来ていただいたときに国に報告もできるという体制が取れているからである。上田委員が言われたように、検査しているところと会員が一緒のところばかりではなく、温度差がかなりあるが、ぜひ何か言っていただければ、できているところからお答えすることができる。GIS、GPS、DX、浄化槽台帳、基盤整備、いずれについても話ができる。それができないと行政と話ができない。法定協議会を立ち上げれば、特定既存単独処理浄化槽も必ず単独転換につながっていくと思うので、ぜひそのような文言をこの中に入れてほしい。（田村委員）

- ・ 資料4の9ページの「論点」の中で、(6)に法定協議会のことも触れている。「維持管理の向上に向けて協議会を活用している事例があるが」云々と書いてあるので、今まで出てきた意見を踏まえて(6)を修文する形にすると、単に「活用している事例があるが」というのではなく、法定協議会そのものの在り方や、また設立を必須とするような方向で記述するように、事務局のほうで修正してほしい。（小川座長）
- ・ 2点ある。10ページで、1点目は、個人情報のお話である。個人情報は、「また」という形で付け足し的に書くよりも、丸ポツできちんと別の項目として書いたほうがより明確になっていい。もう一点は、先ほど来、議論になっていることで、「清掃・保守点検情報の収集は、11条検査の受検有無を問わず」とあり、受検がないことについてある種の諦めが見える感じがする。今回は11条検査の情報を基にしていくので、11条検査についてきちんと罰則を課すなりなんなりして、受検してもらう形でそこは切り替えていく

ことを明確にしたほうがいいのではないかと感じている。罰則と言っても罰金では手続が非常に重たいが、過料という仕組みがあり、これは簡単に科すことができる。11条検査を100%にしていくということもきちんと書いていかないとバランスが悪いのではないかと感じる。(嶋田委員)

- ・ 確かにこれまでの議論は、11条検査の受検を前提として議論をしているので、未受検者との間の不公平感はどうしても出てくる。それも踏まえて、今の意見もとりまとめた形での修文を考えていきたいので、事務局、よろしく願います。(小川座長)
- ・ 補足だが、今の話で「11条検査の受検有無を問わず」という話になったが、我々は浄化槽台帳整備を行うに当たり、確かに徳島県の受検率は60数%で、残りが受けていない。浄化槽台帳整備をするに当たり、法定検査をしていないところは、まず清掃業者の方に浄化槽台帳整備のお手伝いをいただく準備を、まさにこの10月から公式運用するというので、先立っての6月19日に議会発表した。我々は県とともに、議会ともに動いている。その中で言われたとおり、11条検査の中で「受検有無を問わず」ということで、清掃会社に我々の使っているQRコードを使ってやってもらうが、その中で清掃に行ったときにできていないところを清掃会社の方から、法定検査を受けてほしいというお願いをしている。それで受検率の向上を図っている。しかしながら、何でも清掃会社をお願いするのではなく、徳島県としては何がしかのインセンティブを考えて、受検率の向上に含めていきたいと考えてはいる。この先、10月からは民間による浄化槽台帳整備に移行していくので、皆様に報告できるような数値が出てきたら進めていきたい。ちなみに、3月1日から浄化槽台帳整備でQRコードを貼付しているが、今のところ県民から大きなクレーム等はない。また、そのステッカーを玄関先に貼ることの良し悪しの議論もあったが、そのようなクレームもない。この浄化槽台帳整備をすることによって受検率の向上ができていくと試算しているので、また報告したい。(田村委員)
- ・ 11ページで確認だが、「具体的措置(案)」の①の「とりまとめ方針(素案)」の中の3つ目のポツで、「維持管理情報の収集にあたっては、区域割よりも、浄化槽台帳の整備及び清掃・保守点検事業者との連携強化が重要であり、法定協議会や維持管理組合等による取組を推進する必要」と書かれている。今まさに田村委員が言われた内容に関係することかと思うが、内容としては、「維持管理情報の収集にあたっては」と書いてあるのは、「法定検査の受検率等の向上にあたっては」という書き方が正しいのではないかと感じる。このままでは区域割が情報収集に寄与するような形になるが、もともとは法定検査、保守点検及び清掃の実施率の向上に関する議論だったので、そのような形で見直してほしい。(古市委員)
- ・ 11条検査のことで、全部に関わってくるので、11条検査の実施率向上は必須として強調せざるを得ないと思う。その旨で修文をしてほしい。(小川座長)
- ・ 全く違う角度からになるが、情報収集に当たって今回、未受検はもちろんのこと、維持管理であれば無届という浄化槽が多く見つかったということだが、過去には悉皆調査をやっている県もあったと思う。そこは改めて盛り込むということはないのか。(酒谷委員)
- ・ 悉皆調査は過去に何県かでやっている。それで急に数が減ったということもあった。(小

川座長)

- ・ 茨城県もたしかやった記憶がある。(酒谷委員)
- ・ 悉皆調査のことを書けるか。むしろやる方向でという意味合いか。(小川座長)
- ・ 情報収集としては必要だろうと思うが、そこには当然、助成金も要するという話になるだろう。能登半島地震の例では恐らくまだできないのかもしれないし、業者からの情報で大丈夫だというのであれば、そこまではしなくてよいだろうと思うが、そういうこともあり得るのではないか。(酒谷委員)
- ・ 業者に聞けば分かると思うが、県がやる気があるか、ないかである。石川県では、一般社団法人全国浄化槽団体連合会から浄化槽台帳を作らないかと何回も申入れをした際も、紙の浄化槽台帳があると言っていたが、今回、紙の浄化槽台帳を出してもらったら、番地が書いていない。番地がなければどこか分からないので、ないも同然のものだった。実際に無届浄化槽がたくさんあることも分かった。調査していないから分からなかったわけで、調査の呼びかけを一回してもらったほうがいいのかもかもしれない。それは石川県だけのことではないのかもしれない。(上田委員)
- ・ 言葉としては悉皆調査というのは分かるが、私は中身を知らないが、具体的に方法論として本当に全部がカバーできるような方法を今までやってきているのか。清掃業者の方に聞くと大体分かるという話も一方で聞いているが、悉皆調査の仕方は具体的に本当にローラー作戦でできるのかどうか。(河村委員)
- ・ 事例を紹介する。無届浄化槽の話が出ているが、今の令和の時代でも無届浄化槽は実際に増えている。徳島県に関しては21万基の浄化槽があるが、そのうちの17.5%、3万6825基の無届浄化槽が記録されており、今さらに増えている。どのように調べたのか、疑問に思われるだろうが、我々徳島県に関しては、一斉調査という形で法定検査員がブロックに分けて調査をした。その調査内容としては、法定検査に行ったその地区の一軒一軒を訪問して、その中で届けがあるかどうかを調べた。その中で内訳としては、単独処理浄化槽が3万5880基、合併処理浄化槽が945基で、無届になった理由としては、建築確認と浄化槽はまた別になるので、汲取りから水洗トイレへの工事のみであったので届出をしなかった。あるいは、排水路はないけれども家を建てて浄化槽をつけてしまったが、流すところがないということで無届になっている。無資格者による工事のために届出をしていない。放流先が確保できないので届出ができない。合併処理浄化槽への転換ができない。排水の工事が困難なため。そのような聞き取り調査を法定検査員にしてもらった。

今現状で徳島県では人口が減っているが、過疎化しているところに家を建てる方が少しいて、そういうところは排水路がないので、排水のインフラ整備をするのは地方自治体になるが、地方自治体が山の離れたところに2kmの排水路をつくるのは不可能だということで、こっそりつけたという話も聞いている。これが今の無届浄化槽の設置状況である。県によっては、無届浄化槽は絶対になんとも言えるところがあるが、現状では、徳島県は下水処理が18%で、残りは全て浄化槽か生汲みである。したがって、無届浄化槽は非常に多くある。それで、無届浄化槽が一体いくらあるのかということ調査して、令和5年度の今の報告になった。(田村委員)

- ・ 本当に各戸を訪ねて確認したということか。(河村委員)
- ・ 一戸一戸、確認した。その労力を公益社団法人徳島県環境技術センターで請け負った。(田村委員)
- ・ 先ほど私どもの要望を出した中に、保守点検・清掃をやったことを報告してくれというのがありますが、最低それをずっと続けていけば、出てきたものが浄化槽台帳にない場合は無届浄化槽だということが分かってきて、それをきちんとしていけば、いつかは埋まっていく可能性があるのではないかと期待している。(上田委員)
- ・ ちなみに、無届浄化槽のところで法定検査を受けてくれるところも数多くいるので、少しずつ増えていっている。(田村委員)
- ・ ということは、2つ目の課題である「維持管理向上のための浄化槽台帳の整備や維持管理情報の電子化について」の中に、悉皆調査を実施することも視野に入れた表現を追加したほうがいいのか。悉皆調査は大変で、予算も必要になる。私が過去に聞いた悉皆調査のやり方は、ある検査センターでやったものだが、県が予算化してくれたのでシルバーの人を活用したそうだ。ただ、汲取りなのか、ましてや単独処理浄化槽か合併処理浄化槽かという浄化槽の中身を知らないの、事前に研修会を開いて、それで現地に行ってもらったということだった。しかし、間違いがあったりしたので、データとしての信頼性に少し欠けるのではないかと意見を聞いた記憶がある。(小川座長)
- ・ 私の経験で、昭和57年に行政にお願いして全家庭にトイレに関するアンケートを取った。目的はし尿の計画収集をするため、住民から汲取りの依頼を受けるのではなく、こちらから自動的に何か月に1回、どのように行くという計画を組むために取った。自家処理が何軒あり、汲取りの家が何軒あり、浄化槽の家が何軒あるかというのが全部分かるアンケートを取ったことがある。きっとそれほどお金をかけなかったのだろうと思うが。ただ、昭和57年という時代だったが、共産党の方から、そんな個人情報を取っていいのかということはあるようだが、別にどこに出すわけではないのでということで、非常にいいアンケートだった。今でも計画収集になっており、自家処理の数字がそのときに出ているので、そこから消していっている。その時点でコンピューターを入れて、全部デジタル化で台帳を作ったので、なくなったらなくなったで、正しい数字が取れるようになった。(上田委員)
- ・ 確かに浄化槽台帳の精度を上げて整備するためには、悉皆調査とリンクさせる必要があると思うので、何らかの形で盛り込むかどうかは事務局で検討してほしい。(小川座長)
- ・ 悉皆調査については大変興味深く拝聴していたが、実際に徳島県の例の紹介の中で、検査員が一軒一軒訪問したということだが、住宅以外の浄化槽も含めたのか。最近空き家も多いので、その意味で悉皆調査が本当にできるのかという河村委員の心配があるのではないかと思った。追加で情報が欲しい。(蛭江委員)
- ・ もちろん住んでいないところもある。それに関しては、21万基の浄化槽があるが、分母は少し変わってくるのではないか。空き家問題はどこの都道府県にもあると思うが、通えないところは行けていないのが実情である。ただ、法定検査の中で一斉調査を行ったときは、多くの担当が一斉調査区域に行くので、一軒行ったから駄目というのではなく、数多く回った中での試算という話を聞いている。

その中で正しさというのは何かという話になるが、ある程度の正確性は出ていると私は聞いている。その中で上田会長の言われたアンケートについても、浄化槽は何かというのヒントをいただいたので、行政と話をして、24 市町村あるが、その方たちにアンケートを出す必要があるのではないかと今思ったので、アンケートも通じてまた一斉調査のチャンスがあればまたやって、無届浄化槽の撲滅、無届浄化槽をやめていただいた中で、しかし、無届浄化槽をしたところも浄化槽台帳に載せようという話を今後していかなければならないのではないかとということで進めている。いつまでも無届浄化槽を駄目だと言うのではなく、そこも含めて浄化槽の届出をしていただく。無届のところでも出したときには登録している。その中で浄化槽台帳に載せるために GIS で浄化槽台帳整備に含めている。答えとしては、住んでいないところは明らかに何もなくて、その中に入ることはできないので、あくまでも訪問した先のことになるので、数的には増える可能性はあるというのが現状である。(田村委員)

- ・ 空き家は敷地内に入ることができないので、汲取りか、浄化槽か、ましてや単独処理浄化槽か、合併処理浄化槽かの確認はできないが、空き家としてカウントするようになっているということか。(小川座長)
- ・ 見えるところはした。入ることはできないので、のぞいたところにあった単独処理浄化槽だということを確認した、そこまでやったという話は聞いている。(田村委員)
- ・ 1つ疑問がある。10 ページの3 ポツ目に、「維持管理や電子化に関する財政支援を継続し」と書いてあるが、維持管理の財政支援というのは具体的に何を示しているのか、理解できなかったもので、環境省に確認したい。(山内委員)
  - 現在、高齢者、少人数世帯、所得制限などの条件を設けているが、そのような家庭については清掃・保守点検や法定検査など年間の維持管理費について、国と市町村で補助を出す仕組みを今設けており、それを想定して書いている。(環境省)
- ・ その点について、新たに合併処理浄化槽を設置した場合だけなのか。既存のものは対象にならないのか。(山内委員)
  - 対象は合併処理浄化槽のみだが、既存のものも含めて支援できる仕組みになっている。(環境省)
- ・ それでは、2つの課題について意見を集約した。今日の議論を踏まえて、事務局でもう一度修正した形で報告書(案)が作成され、次回第5回検討会で再度煮詰めたいと考えている。(小川座長)
- ・ 最後に資料4についていくつか確認したい。本日は「とりまとめ方針」、「具体的措置(案)」として、これまで設定した論点に対して「とりまとめ方針(素案)」を示した。本日の意見を踏まえて、加筆する部分、ないしは既存の文言の中で修正する部分があるが、こちらにポツで書かれている「とりまとめ方針(素案)」は、次回出すに当たって、このような内容を基本的に盛り込んだ上で反映することでよいか、それで問題ないかということについて最後に確認したいと思うが、どうか。そこについて意見があれば願います。(事務局)
- ・ 過不足があるかということか。(上田委員)
  - そのとおりである。(事務局)

- ・ これをベースにして赤字が入る感じなのか。それとも色分けせずに修正版という形で出すのか。(小川座長)
  - それもあるが、こちらに書いてあることを盛り込んでよいかということなので、過ぎたるものがあるかどうかという感じで見てほしい。不足については、先ほど来、ご意見をいただいたという認識である。一方で、本日の検討会後でも、追加すべき点、書き方を変更したほうよい点があれば、気づいた際に事務局に連絡していただいてよいが、過ぎたるものがあるかないかという点で最後に意見をいただきたい。(事務局)
- ・ 書かれて困るようなことはないのではないか。(上田委員)
- ・ そう思うが、あるいは、期限を決めてメールで MRA に回答するというのは時間的に難しいか。(小川座長)
  - 全く大丈夫である。例えば 2 週間以内、7 月 8 日の週ぐらいまでの間で気づいた点があればお願いしたい。(事務局)
- ・ 1 点だけ質問がある。内容については今の話で大丈夫だと思うが、項目のほかに時系列を入れる予定はあるのか。最終的には国の判断になるだろうし、環境省他の様々な意見もあると思うが、汚水処理概成のことを考えると、あまり遅くにはできないようにも思うので、もしあるのであればどうかと考えた。これは方針の話なので期限を書く必要はないと思うが、今回は特にそこまで落とし込まないという理解でよいか。(古市委員)
  - 時系列というのは、今回まとめた内容について、それぞれいつ着手するかといったことか。(事務局)
- ・ 厳格に書くのは難しいと思うので、例えば 3 年、5 年の中ではこういうことをやっていきたいというレベルでよいかと思う。それが分からないと、今年決まって来年やるといって、皆、引いてしまうところがある。また、お金の支援等も考えると、多少は時系列も必要なのではないかと思ったので確認した。(古市委員)
  - 項目によると思う。例えば今回とりまとめた指針の見直しは、早急に着手する必要がある、それよりはもう少しタイムラグがあくものもあると思うので、きちんと全部、色分けできるかどうかはともかく、そのような時期やタイミングを明記できるものは、できるだけ自治体関係者を含めて予見可能性は具体的になったほうがよいと思うので、最終的な確認の中でできるだけ工夫したい。(事務局)
- ・ 特別にやったほうがよいというわけではないが、気になるのはそこだと思ったので、支障のない範囲でという意味での意見である。(古市委員)
- ・ 関連して、総務省に対する回答は要るのか。(河村委員)
  - 総務省から今回 2 月に勧告があり、勧告への回答は基本的に 1 年程度経ったいづれかのタイミングと聞いているので、来年のどこかでと考えている。(環境省)
- ・ このようにやろうと考えている、ということか。(河村委員)
  - そのとおりである。したがって、今後いただくとりまとめも踏まえて、来年のいずれかで報告のタイミングで、そのときに具体化できるもの、着手中のものを総務省に報告する流れになる。(事務局)
- ・ 事務局として考えていることとしては、基本的に書くべき方針については、いくらか順

序があるものがあると考えている。やることを箇条書きにすると、いつそれらが関係しているのかが分からないので、例えばとりまとめの方針の中で、上田委員や成田委員から話があったが、特定既存単独処理浄化槽に関しては都道府県ごとの指定検査機関の成り立ち、ないしはその体制の影響が非常に強いだろうということであれば、それに対してこういう配慮を同時にやっていく必要があるということ、時を同じくしてすべきだということを書く必要はあると思っている。ないしは、このようなルールづけをするのであれば、その後でこのようなケアも必要だという時系列もある。ある意味で、その箱の中で、いつまでという期限は設けないが、これをやるのであれば同時にこれをやる、ないしは、これをやった後には必ずこれをやらなければいけなくなるだろうということは、文言として、文字を修飾するという表現が正しいかどうか分からないが、示したほうが、より多くの方にとって適切にこの場の議論が伝わるものになるのではないかと思っているので、そのような配慮はしたい。(事務局)

- ・それが一番よいのではないかと思う。(古市委員)
- ・そのほかになければ、現状、書き出しているものについては書くという方針で進める。また追加的な意見があれば、2週間程度をめどに事務局に伝えてほしい。

次回の検討会は8月28日の2時から4時半の2時間半の予定である。(事務局)

#### <閉会>

- ・ 環境省 沼田室長より開会の挨拶を行った。
  - 本日も熱心な議論に感謝する。今回の議論で「浄化槽法施行状況点検検討会報告書 骨子(案)」の肉づけもイメージがかなり固まってきたように思う。最終的には現場でしっかり回していただけるものを作るのが何より大事だと考えている。一方で、この検討会の発足のきっかけとしては、特定既存単独処理浄化槽の実績が上がっていないという総務省の指摘が出発点なので、それについてはやるべきことはやっていく。現場のフィージビリティも当然考える必要があるが、そこは一步踏み出すものを今作っていただきつつあるので、今日の議論を踏まえて肉づけをしっかりとしていきたい。次回第5回検討会においてもよろしくお願ひしたい。

以上